

ガソリンを携行缶で購入される皆さまへ

7月18日、京都府京都市伏見区において死者34名、負傷者34名（容疑者1名含まず）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

本火災の詳細については、管轄する消防本部などにおいて、現在調査中ですが、ガソリンをまいて火をつけたものとみられることから、ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して

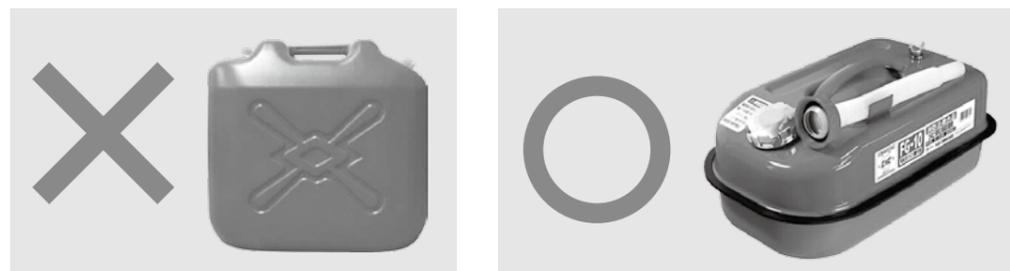
身分証の確認

使用目的の問いかけ

を行うとともに、販売記録を作成しています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ガソリンを容器に移す際は、次の点にもご注意ください。

①ガソリンを灯油用ポリ容器に入れてはいけません。専用の携行缶を利用しましょう。



②ガソリン用携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱しましょう。

- ガソリンは気化して噴出するおそれがあります。ふたを開ける前にエア抜きをしましょう。
- 周囲の安全をよく確認し、エンジンを停止させてから給油をしましょう。
- 携行缶を高温となる場所（直射日光の当たる場所等）に置いてはいけません。

③セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えはガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。個人では絶対に行わないでください。

消防署がみなさんへ

御代田

問い合わせ先

佐久広域連合御代田消防署
(32) 0119

町の入札結果

令和元年7月から令和元年8月までの町の入札結果（予定価格250万円以上）をお知らせします。

| 担当課 | 工事名 | 請負金額:円 | 請負業者 | 工期 |
|-------|---|------------|---------|-------------------|
| 建設水道課 | 令和元年度 社会資本整備総合交付金事業 向原区内線 1工区 舗装修繕工事 | 9,304,632 | ㈱御代田建基 | R1.7.1 ~ R1.9.30 |
| 建設水道課 | 令和元年度 町単独 町営住宅桜ヶ丘団地 避難器具改修工事 | 3,466,800 | 長野消防設備㈱ | R1.7.4 ~ R1.9.27 |
| 教育委員会 | 令和元年度 御代田北小学校 屋内運動場床 改修工事 | 2,711,880 | ㈲金澤建設工業 | R1.7.4 ~ R1.9.30 |
| 建設水道課 | 令和元年度 町単独 公共下水道(向原1工区) 管路施設工事 | 3,367,440 | 朝倉建設㈱ | R1.7.19 ~ R1.9.30 |
| 産業経済課 | 令和元年度 農山漁村地域整備交付金事業 児玉雨池地区15工区 農業用排水路工事 | 12,314,203 | 山口工業㈱ | R1.7.31 ~ R2.3.27 |
| 産業経済課 | 令和元年度 農業競争力強化農地整備事業 御代田地区4工区 農業用排水路工事 | 21,797,359 | 山口工業㈱ | R1.8.23 ~ R2.3.27 |

問い合わせ先 企画財政課財政係 (32) 3112

『秋の狂犬病集合注射』を 10月21日(月)に実施します



「飼育犬は、生涯1回の登録と毎年1度の予防注射をすること」が狂犬病予防法で義務付けられています。春の予防注射を行わなかった犬、あるいは今年新たに飼われはじめた生後91日以上経過している犬で予防注射未実施の犬は必ず受けさせてください

◆注射料金（1頭当たり） 3,500円 ◆新規登録料 3,000円（注射および新規登録 6,500円）
釣り銭のないよう、ご持参ください。

◎実施日 10月21日(月)

| | | | |
|-------------------|---------------|----------------|---------------|
| 佐久浅間農業組合御代田支所 伍賀店 | 午後1時～1時10分 | 塩野コミュニティーセンター | 午後2時30分～2時35分 |
| 児玉地区世代間交流センター | 午後1時20分～1時25分 | 一里塚地区世代間交流センター | 午後2時45分～2時50分 |
| 平和台公民館 | 午後1時35分～1時45分 | 三ツ谷地区世代間交流センター | 午後3時～3時5分 |
| 上宿公民館 | 午後1時55分～2時 | 西軽井沢公民館 | 午後3時15分～3時25分 |
| 馬瀬口創作館 | 午後2時10分～2時20分 | 役場前 | 午後3時35分～3時45分 |

※集合注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院で必ず受けてください。

※動物病院で注射する場合は別途料金がかかります。

犬の飼い方のマナーについて

今年も犬の飼い方やフンの始末について苦情や相談が寄せられています。マナーを正しく守り、周辺住民の迷惑にならないようにしましょう。

●放し飼いをしない

放し飼いは、県条例によって禁止されています。放し飼いによって、他人に迷惑をかけることはもちろん、犬が交通事故にあう可能性もあります。犬をつなぐ鎖やひもは丈夫なものを選び、ゲージや檻で飼う場合は高さや強度に注意して犬が逃げ出さないようにしてください。また、散歩の際はリードをしっかり握りましょう。



●フンの後始末をしっかり行う

犬のフン・尿の後始末は飼い主の皆さまの責任です。散歩をするときは、スコップとフンを持ち帰る袋を携帯し、必ず持ち帰って適正に処理してください。

◎鑑札と注射済票の装着は飼い主の義務です

犬が迷子になって保護された場合、鑑札と注射済票の番号から飼い主が分かり、飼い主に返還することができますので、首輪など見えやすい位置に装着してください。
※他市町村から犬を連れて転入した方は、前市町村の鑑札と注射済票をお持ちの上、町民課5番窓口にて登録変更の手続きをお願いします（転出される場合も、転出先で同様の手続きをお願いします）。また、町内での住所変更、死亡などがあつた場合も町へ提出をしてください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114